

○山梨県営石和温泉給湯規程

昭和四十二年五月十日

山梨県企業局管理規程第七号

改正 昭和四七年八月二一日企管規程第一三号

昭和四九年七月八日企管規程第二号

昭和五一年三月三一日企管規程第八号

昭和五六年三月三一日企管規程第六号

昭和五六年八月一日企管規程第八号

昭和六〇年三月三〇日企管規程第一一号

平成元年三月三一日企管規程第三号

平成六年三月三一日企管規程第五号

平成九年三月三一日企管規程第四号

平成一二年一二月二一日企管規程第一六号

平成二四年一一月一日企管規程第八号

平成二六年三月三一日企管規程第七号

平成二九年三月三〇日企管規程第一号

平成三〇年三月三〇日企管規程第七号

令和二年三月十二日企管規程第一号

(令和五年二月九日一部改正)

山梨県営石和温泉給湯規程を次のように定める。

山梨県営石和温泉給湯規程

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 給湯（第三条—第十一条）

第三章 工事の施行（第十二条—第十四条）

第四章 工事指定店（第十五条—第十八条）

第五章 雑則（第十九条—第二十四条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規程は、山梨県営石和温泉の給湯について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 配湯装置 幹線配湯管及びこれに附属する設備をいう。
- 二 給湯装置 配湯装置から分岐して設けられた給湯管及びこれに直結する給湯用具をいう。
- 三 計量給湯 給湯管に装置された計量器により、一口毎分二十リットル、月七十立方メートルを基本として、使用量に応じて給湯する方法をいう。
- 四 短期給湯 温泉井を自己所有している者等に対し、温泉井の修繕その他の事情により必要がある場合、短期間給湯を行なうものをいう。
- 五 普通給湯、短期給湯以外の通常の給湯を行なうものをいう。

(昭四七企管規程一三・昭五一企管規程八・昭五六企管規程八・一部改正)

第二章 給湯

(管理範囲)

第三条 維持管理上の責任分界点は財産分界点とし、それぞれが管理補修するものとする。

(昭六〇企管規程一一・追加)

(給湯の種類)

第三条の二 給湯は、普通給湯及び短期給湯とする。

- 2 短期給湯は、山梨県公営企業管理者（以下「管理者」という。）が普通給湯の温泉に支障がないと認めたものに限り行なうものとし、その期間は三月を超えることができない。

(昭四七企管規程一三・一部改正、昭六〇企管規程一一・旧第三条繰下)

(給湯の方法)

第四条 給湯は計量給湯とする。ただし、毎分ごとの給湯量の二十パーセント以内の増減については、基本給湯量とみなす。

(昭四七企管規程一三・全改、昭六〇企管規程一一・一部改正)

(給湯の申込み等)

第五条 給湯を受けようとする者は、給湯申込書（第一号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に申し込まなければならない。

- 一 温泉の利用に必要な土地を使用する権利を有することを証する書類。
- 二 温泉利用施設の平面図。
- 三 給湯装置の工事設計書及び図面。

四 工事施行により、利害関係を有する土地又は家屋の所有者等の承諾書。

2 管理者は、前項の申込みがあつたときは、必要給湯量、給湯装置の設計、その他必要な事項を調査し、諾否を決定し、その旨を書面で通知するものとする。

(昭四七企管規程一三・一部改正)

(契約の締結)

第六条 給湯の決定を受けた者は、給湯の決定を受けた日から五日以内に、管理者と給湯契約を締結しなければならない。

(代表者又は代理人の届出等)

第七条 受給者が給湯装置を共有するときは代表者を、給湯装置の所有者が温泉利用の場所に居住しないときは代理人を選定し、給湯装置共有代表者届書(第二号様式)又は受給権者代理人届書(第三号様式)に代表者又は代理人の住民票抄本を添えて管理者に届け出なければならない。代表者又は代理人を変更したときも、同様とする。

(昭六〇企管規程一一・一部改正)

(給湯の制限等)

第八条 管理者は、次の各号の一に該当する場合において、給湯を制限し、又は停止することができる。

一 非常災害等による配湯装置又は給湯装置の損傷その他避けることができない事故が発生したとき。

二 温泉に不足を生じたとき。

三 前各号のほか、管理者が公益上必要があると認めたとき。

2 県は、前項の場合、損害賠償の責を負わないものとする。非常災害その他避けることのできない理由に基づく温泉源地の廃滅により給湯不能となつた場合も、同様とする。

3 管理者は、第一項の規程により、給湯を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、そのつどこれを予告しなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

(平一二企管規程一六・一部改正)

(給湯の停止)

第九条 管理者は、受給者が次の各号の一に該当するときは、給湯を停止し、損害を賠償させることができる。

一 使用料を期限内に納付しないとき。

二 みだりに停止栓を開閉したとき。

- 三 県において施した封印を移動し、き損し、又は破棄したとき。
- 四 正規の手続を経ないで給湯工事を行ない、又は給湯装置を使用したとき。
- 五 給湯装置を汚染のおそれある器物又は施設と連結して使用する場合等において、警告を発してもなおこれを改めないとき。
- 六 現に使用する給湯装置の構造及び材質が、第十四条に規定する工事仕様書の基準に適合しなくなつたと認めるとき。

(昭四七企管規程一三・一部改正)

(契約の解除)

第十条 管理者は、受給者に対して、受給者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 給湯の決定があつた日から六月(昭和三十七年四月一日から同年十二月三十一日まで)の間において、給湯の申込みをした者に限り、昭和三十八年十二月一日から二年)以内に使用を開始しないとき。
- 二 給湯の決定があつた日から十日以内に維持料を納付しないとき。
- 三 給湯装置の使用を休止し、又は廃止した日から六月以上にわたり、その使用を開始しないとき。
- 四 第九条第一号に規定する給湯の停止を受けた場合において、その停湯期間が三月以上にわたるも、なお、使用料を完納しないとき。
- 五 受給者が自己以外の者に分湯したとき。
- 六 その他契約を継続し難い特別の事情が発生したとき。

(昭六〇企管規程一一・平一二企管規程一六・一部改正)

(受給権の譲渡等)

第十一条 給湯を受ける権利(以下「受給権」という。)を他に譲渡、相続又は贈与(以下「譲渡等」という。)を行なおうとするときは、管理者の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする場合は、受給権譲渡(相続・贈与)承認申請書(第四号様式)に、給湯契約書、譲渡等を受けようとする者の住民票抄本及び譲渡等を証する書面を添えて、管理者に申請しなければならない。
- 3 管理者は、前項の申請があつたときは、必要な事項を調査し、諾否を決定し、その旨を書面で通知するものとする。
- 4 受給権の譲渡等について、譲受人は前項の承認があり、受給権の譲渡等があつたとき、従前に譲渡等を行なつた者が有していた未納の使用料の支払いその他一切の権利義務を

承継する。

(昭四七企管規程一三・平一二企管規程一六・一部改正)

第三章 工事の施行

(工事の施行)

第十二条 受給者は、給湯装置の新設、増設、改良及び撤去の工事（以下「工事」という。）を行なうときは、給湯装置工事設計書審査申込書（第五号様式）を管理者に提出し、審査を受けなければならない。

- 2 受給者は、工事の施行に要する材料については、給湯装置材料検査申込書（第六号様式）を管理者に提出し、検査を受けなければならない。
- 3 受給者は、工事を施行するときは、管理者が指定した給湯工事業者（以下「工事指定店」という。）に施行させ、工事終了後直ちに給湯装置工事検査申込書（第七号様式）を管理者に提出し、検査を受けなければならない。
- 4 前項の工事の費用は、受給者の負担とする。

(給湯装置の変更)

第十三条 管理者は、配湯装置の移転その他の理由によつて給湯装置の変更を必要とするときは、所有者の同意がなくても工事の施行ができるものとする。

(給湯装置の構造及び材質)

第十四条 給湯装置の構造及び材質は、別に管理者が定める工事仕様書によるものとする。

第四章 工事指定店

(指定の基準)

第十五条 工事指定店の指定（以下「指定」という。）は、次に掲げる基準により令和五年を初年とする同年以後の二年ごとの各年の三月に行う。ただし、管理者が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

- 一 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する建設業者であること。
- 二 相当の信用があり、かつ、県内に住所又は営業所を有していること。
- 三 工事に関する専門の技術者を置いていること。
- 四 工事に必要な設備器材を備えていること。

(指定の申請)

第十六条 指定を受けようとする者は、令和五年を初年とする同年以後の二年ごとの各年の二月末日（第十五条ただし書の規定による場合にあつては、管理者が別に定める日）まで

に、給湯工事指定店申請書（第八号様式）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- 一 履歴書及び工事経歴書
- 二 住民票抄本（法人にあつては、法人登記簿抄本）
- 三 第十五条第三号に規定する専門技術者の名簿
- 四 法第三条第一項の規定による許可証の写し
- 五 その他管理者が必要と認める事項

（昭四九企管規程二・一部改正）

（指定）

第十七条 管理者は、前条の規定により指定の申請があつたときは、これを審査し、適当と認めるときは、当該申請について指定を行う。

（工事指定店の義務）

第十八条 工事指定店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 第十二条の規定による管理者の審査に合格した設計書及び検査を受けた材料を用いて工事を施行すること。
- 二 自己の名で他人に工事を施行させないこと。

第五章 雑則

（検針及び使用料の納期）

第十九条 使用量は、毎月二十五日からその月の末日までの間に検針を行ない、前月の検針日から当該検針日までの分を一箇月分として算定する。この場合において、使用量に一立方メートル未満の端数があるときは、この端数は翌月に算入するものとする。

- 2 受給者が給湯装置の使用を休止し、又は廃止したときは、そのつど検針する。この場合において、使用量に一立方メートル未満の端数があるときは、この端数は一立方メートルとして算入するものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、計量器に異常があつたとき又は給湯量が不明のときは、管理者がその使用量を認定する。この場合において、使用量は前三箇月の使用量及び前年同期の使用量の傾向を考慮して定めるものとする。
- 4 第一項及び第二項の規定により検針を行ったときは、検針台帳（第九号様式）に記録し、その結果を附記した納入通知書（第十号様式）又は温泉使用料口座振替通知書（第十号様式の二）により、使用量、使用料及び手数料を受給者に通知するものとする。
- 5 受給者は、前項の規定により通知された使用料を毎月十五日までに納入しなければならない

ない。ただし、月の途中で使用を休止し、又は廃止したときは、管理者が指示する日までに納入するものとする。

(昭四七企管規程一三・全改、昭五六企管規程六・昭六〇企管規程一一・平六企管規程五・平二四企管規程八・平三〇企管規程七・一部改正)

(手数料)

第二十条 受給者は、第十二条に規定する申込書を提出する場合には、山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例（昭和四十二年山梨県条例第二十五号）（以下「条例」という。）第四条に規定する手数料を納付しなければならない。

(令二企管規程一・一部改正)

(減免の申請)

第二十条の二 条例第五条の規定により、維持料、使用料又は手数料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、使用料等減免申請書（第十号様式の三）を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、必要な事項を調査し、諾否を決定し、その旨を書面で通知するものとする。

(令二企管規程一・追加)

(立入検査)

第二十一条 管理者は、温泉の管理上必要があると認めるときは、関係職員を立ち入らせ給湯装置を検査することができる。

2 前項の規定により立ち入る場合には、関係職員は、その身分を証明する証票（第十一号様式）を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(昭四七企管規程一三・昭四九企管規程二・一部改正)

(届出)

第二十二条 受給者は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる様式によつて、管理者に届け出なければならない。

一 給湯装置の使用を開始し、若しくは休止し、又は廃止するとき、第十二号様式

二 給湯装置の変更又は修繕を必要とするとき、第十三号様式

三 給湯装置が破損し、又は給湯に異常があると認めるとき、第十四号様式

四 住所氏名を変更したとき、第十五号様式

(昭四七企管規程一三・平一二企管規程一六・一部改正)

(給湯台帳等)

第二十三条 管理者は、給湯条件又は使用料徴収の適正を保持するため、次の各号に掲げる台帳を備え置くものとする。

- 一 給湯台帳（第十六号様式）
- 二 源泉台帳（第十七号様式）
- 三 温泉使用料徴収原簿（第十八号様式）
- 四 温泉使用料徴収整理簿（第十九号様式）

（昭四七企管規程一三・一部改正）

（連帯責任）

第二十四条 受給者はその家族、同居人、使用人、その他の従業者等の行為であつても、この規定に定める責任を負わなければならない。

（収入手続）

第二十五条 使用料及び手数料の収入手続については、この規程に定めるもののほか山梨県企業局財務規程（昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号）の定めるところによる。

（昭五六企管規程六・追加）

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行前、山梨県温泉開発事業条例（昭和三十七年山梨県条例第二十号）に基づいてなされた行為については、この規程に基づく行為とみなす。

附 則（昭四七年企管規程第一三号）

この規程は、昭四十七年十月一日から施行する。

附 則（昭四九年企管規程第二号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭五一年企管規程第八号）

この規程は、昭五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭五六年企管規程第六号）

この規程は、昭五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭五六年企管規程第八号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭六〇年企管規程第一一号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年企管規程第三号）

この規程は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成六年企管規程第五号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成六年三月分の使用量に係る検針日及び算定方法については、なお従前の例による。

- 3 平成六年四月分の使用量については、この規程による改正後の山梨県営石和温泉給湯規程（以下「新規程」という。）第十九条第一項の規定にかかわらず、平成六年三月分の使用量に係る検針日から新規程第十九条第一項の規定により最初に検針する日までを一箇月として算定する。

附 則（平成九年企管規程第四号）

この規程は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年企管規程第一六号）

この規程は、平成十三年一月一日から施行する。

付 則（平成二四年企管規程第八号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年企管規程第七号）

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年企管規程第一号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年企管規程第七号）

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和二年企管規程第一号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年企管規程第三号）

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年企管規程第一号）

この規程は、公布の日から施行する。

第1号様式

年 月 日

山梨県公営企業管理者 殿

住（居）所
施設の名称（電話番号）
氏名（名称） 印
代表者の氏名
（ 年 月 日生 職業 ）

給湯申込書 普通
短期

給湯を受けたいので、山梨県営石和温泉給湯規程第5条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申込みます。

給湯量	1箇月当り 立方メートル以上 立方メートル未満		
利用の 場所	地番及び 地目		
	土地所有 関係	1 自己所有地	2 他人所有地 3 共有地 4 公有地
給湯装置	1 単独自己所有 2 共有（共有者の代表者氏名）		
利用開始の予定日	年 月 日		
利用 計画	施設の有無		
	利用の目的		
	施設の構造	施設の総面積	平方メートル
	客室数	浴槽数	
	一日平均利用 見込人数	浴槽の容積	立方メートル
備考			

第2号様式

年 月 日

山梨県公営企業管理者 殿

住（居）所
施設の名称
氏名(名称) 印
代表者の氏名
(給湯の記号及び番号)
住（居）所
施設の名称
氏名(名称) 印
代表者の氏名
(給湯の記号及び番号)
{ 以下同じ

給湯装置共有代表者届書

山梨県営石和温泉給湯規程第7条の規程により、給湯装置を共有する者の代表者を次のとおり選定したのでお届けします。

事務所の所在地及び組合の名称	(電話 番)
代表者の氏名	印
共有する給湯装置の所在地	
共有する給湯装置	

(注) 代表者を変更したときの届出も、この様式に準ずる。

第3号様式

年 月 日

山梨県公営企業管理者 殿

住（居）所
施設の名称
氏名(名称) 印
代表者の氏名
(給湯の記号及び番号)

受給権者代理人届書

山梨県営石和温泉給湯規程第7条の規定により、受給権者の代理人を、次のとおり選定したのでお届けします。

温泉利用の場所		
代理人	住所氏名	印
	生年月日	
	職業	
	連絡先	(電話番)
代理人を必要とする理由		

(注) 代理人を変更したときの届出も、この様式に準ずる。

第4号様式

年 月 日

山梨県公営企業管理者

住 所
施設 の 名 称
氏 名 印
(又は相続人氏名)
代表者の氏名
給湯の記号及び番号

受給権譲渡(相続 贈与)承認申請書

山梨県営石和温泉の受給に関する権利を次のとおり譲渡(相続 贈与)したいので山梨県営石和温泉給湯規程第11条第2項の規定により、申請します。

温泉利用の場所		
譲受者又は 被相続人等	住 所	
	氏 名	印
	生年月日	
	連絡場所	(電話 番)
譲渡等の理由		

(注) 相続の場合は、住所および氏名のみ記入のこと。

第5号様式

年 月 日

山梨県公営企業管理者 殿

住（居）所
施設の名称
氏名(名称) 印
代表者の氏名
(給湯の記号及び番号)

給湯装置工事設計書審査申込書

山梨県営石和温泉給湯規程第12条第1項ただし書の規定により、給湯装置工事設計書の審査を次のとおり申込みます。

基本給湯量	
温泉利用の場所	
工事の設計者	
工事の施行予定者	

第6号様式

年 月 日

山梨県公営企業管理者 殿

住 (居) 所
施設 の 名 称
氏 名 (名 称) 印
代表者の氏名
(給湯の記号及び番号)

給湯装置材料検査申込書

山梨県営石和温泉給湯規程第12条第2項の規定により、給湯装置の材料検査を次のとおり申込みます。

給湯量	1箇月当り 立方メートル以上 立方メートル未満		
温泉利用の場所			
工事の設計者			
工事の施行予定者			
検査を受ける場所			
設計書の審査を受けた日	年 月 日	審査番号	第 号

第7号様式

年 月 日

山梨県公営企業管理者 殿

住 (居) 所
施 設 の 名 称
氏 名 (名 称) 印
代 表 者 の 氏 名
(給湯の記号及び番号)

給湯装置工事検査申込書

山梨県営石和温泉給湯規程第12条第3項の規定により、給湯装置の工事検査を次のとおり申込みます。

給 湯 量			
温 泉 利 用 の 場 所			
工 事 の 設 計 者			
工 事 の 施 行 者			
設計書の検査を受けた日	年 月 日	審 査 番 号	第 号
材料の検査を受けた日	年 月 日	材 料 検 査 番 号	第 号

第8号様式

年 月 日

山梨県公営企業管理者 殿

住 所

申請者

氏 名

印

給湯工事指定店指定申請書

山梨県営石和温泉給湯規程第16条の規定により、給湯工事指定店としても指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

住所又は営業所の所在地	山梨県	郡 市	町 村	番地
商号又は名称				
申請の別	新規		継続	

第9号様式

年度

検 針 台 帳

分湯栓 番 号		分湯栓設置 場 所							
記号・ 番号		職 業	住 所	氏 名	電 話				
メ 夕 	口 径	設置・取替年月日	契 約 口 数	口数	異動年月日	基 本 給 湯 量	基本量	異動年月日	

使 用 量

月 日	本 指 針	前 指 針	使 用 量	超 過 量	基 料 本 金	超 過 料 金	合 計	確 認 印
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
1								
2								
3								

第10号様式(第19条関係)

平成 年度		—		平成 年度		—		平成 年度		—																																							
<p>山梨県企業局</p> <p>納入通知書・領収証書</p> <p>下記金額を納入してください。</p> <p>納入期限 平成 年 月 日</p> <p>納入場所 山梨中央銀行本店・支店、山梨信用金庫本店・支店、山梨県民信用組合本店・石和支店、笛吹農業共同組合石和支所・岡部支所、甲府信用金庫本店支店</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">石和温泉管理事務所長</p>		款	温泉事業収益	項	営業収益	目	温泉供給収益	節	温泉供給料金	<p>山梨県企業局</p> <p>領収済通知書</p> <p>〒 郵便番号</p> <p>住所</p> <p style="text-align: right;">様</p>		款	温泉事業収益	項	営業収益	目	温泉供給収益	節	温泉供給料金	<p>山梨県企業局</p> <p>金融機関控</p> <p>〒 郵便番号</p> <p>住所</p> <p style="text-align: right;">様</p>		款	温泉事業収益	項	営業収益	目	温泉供給収益	節	温泉供給料金																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>会 計</td><td>温泉事業会計</td></tr> <tr><td>所 属</td><td>石和温泉管理事務所</td></tr> <tr><td>内 容</td><td>平成 年 月分温泉使用料</td></tr> <tr><td>住 所</td><td></td></tr> <tr><td>氏 名</td><td style="text-align: right;">様</td></tr> <tr><td>金 額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td colspan="2" style="font-size: small;">(うち消費税及び地方消費税相当額 円)</td></tr> </table>	会 計	温泉事業会計	所 属	石和温泉管理事務所	内 容	平成 年 月分温泉使用料	住 所		氏 名	様	金 額	円	(うち消費税及び地方消費税相当額 円)			領 収 印		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>会 計</td><td>温泉事業会計</td></tr> <tr><td>所 属</td><td>石和温泉管理事務所</td></tr> <tr><td>内 容</td><td>平成 年 月分温泉使用料</td></tr> <tr><td>住 所</td><td></td></tr> <tr><td>氏 名</td><td style="text-align: right;">様</td></tr> <tr><td>金 額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table> <p style="font-size: small;">山梨県企業局企業出納員 殿</p>	会 計	温泉事業会計	所 属	石和温泉管理事務所	内 容	平成 年 月分温泉使用料	住 所		氏 名	様	金 額	円		領 収 印		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>会 計</td><td>温泉事業会計</td></tr> <tr><td>所 属</td><td>石和温泉管理事務所</td></tr> <tr><td>内 容</td><td>平成 年 月分温泉使用料</td></tr> <tr><td>住 所</td><td></td></tr> <tr><td>氏 名</td><td style="text-align: right;">様</td></tr> <tr><td>金 額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table>	会 計	温泉事業会計	所 属	石和温泉管理事務所	内 容	平成 年 月分温泉使用料	住 所		氏 名	様	金 額	円		領 収 印	
会 計	温泉事業会計																																																
所 属	石和温泉管理事務所																																																
内 容	平成 年 月分温泉使用料																																																
住 所																																																	
氏 名	様																																																
金 額	円																																																
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)																																																	
会 計	温泉事業会計																																																
所 属	石和温泉管理事務所																																																
内 容	平成 年 月分温泉使用料																																																
住 所																																																	
氏 名	様																																																
金 額	円																																																
会 計	温泉事業会計																																																
所 属	石和温泉管理事務所																																																
内 容	平成 年 月分温泉使用料																																																
住 所																																																	
氏 名	様																																																
金 額	円																																																
<p>上記の金額を領収しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>前月指針</td><td style="text-align: right;">m³</td></tr> <tr><td>本月指針</td><td style="text-align: right;">m³</td></tr> <tr><td>使 用 量</td><td style="text-align: right;">m³</td></tr> <tr><td>契 約 口 数</td><td style="text-align: right;">口</td></tr> <tr><td>基本給湯量</td><td style="text-align: right;">m³</td></tr> <tr><td>超過給湯量</td><td style="text-align: right;">m³</td></tr> <tr><td>基本料金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>超過料金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>請求金額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>検針年月日</td><td style="text-align: right;">平成 年 月 日</td></tr> <tr><td>検 針 印</td><td></td></tr> </table>				前月指針	m ³	本月指針	m ³	使 用 量	m ³	契 約 口 数	口	基本給湯量	m ³	超過給湯量	m ³	基本料金	円	超過料金	円	請求金額	円	検針年月日	平成 年 月 日	検 針 印		<p>上記の金額を領収しましたので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;"></td><td style="text-align: center;">領 収 印</td></tr> </table>					領 収 印																		
前月指針	m ³																																																
本月指針	m ³																																																
使 用 量	m ³																																																
契 約 口 数	口																																																
基本給湯量	m ³																																																
超過給湯量	m ³																																																
基本料金	円																																																
超過料金	円																																																
請求金額	円																																																
検針年月日	平成 年 月 日																																																
検 針 印																																																	
	領 収 印																																																

第10号様式の2(第19条関係)



〒
住所

様

温泉使用料口座振替通知書

次のとおりご指定の口座より振替させていただきます。

契約者住所	
契約者氏名	

基本料金	超過料金	振替金額	振替予定日
円	円	円	

前月検針	本月検針	使用量

契約口数	基本給湯量	超過給湯量	検針年月日	検針印

〒406—0024
山梨県笛吹市石和町川中島1607
山梨県営石和温泉管理事務所長



第10号様式の3(第20条の2関係)

年 月 日

山梨県公営企業管理者 殿

住 (居) 所
施設 の 名 称
氏 名(名称)
代表者の氏名

印

使 用 料 等 減 免 申 請 書

山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例第5条(第1項・第2項)の規定により、(維持料・使用料・手数料)の(減額・免除)を受けたいので、山梨県営石和温泉給湯規程第20条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

温 泉 利 用 の 場 所	
給 湯 記 号 及 び 番 号	
減 額 ・ 免 除 申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
減 額 ・ 免 除 申 請 理 由	

第11号様式

(第1面)

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
山梨県公営企業管理者 氏 名 印	

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

第12号様式

年 月 日

山梨県公営企業管理者 殿

住 (居) 所
施 設 の 名 称
氏 名 (名 称) 印
代表者の氏名
(給湯の記号及び番号)

給湯装置使用開始(休止、廃止)届書

給湯装置の使用を(開始、休止、廃止)したいので、山梨県営石和温泉給湯規程第22条第1項の規定により、次のとおりお届けします。

温 泉 利 用 の 場 所	
開 始、休 止、廃 止 の 日	
理 由	

第13号様式

年 月 日

山梨県公営企業管理者 殿

住 (居) 所
施 設 の 名 称
氏 名 (名 称) 印
代表者の氏名
(給湯の記号及び番号)

給 湯 装 置 変 更 (修 繕) 届 書

給湯装置の変更(修繕)したいので、山梨県営石和温泉給湯規程第22条第2号の規定により、次のとおりお届けします。

変更(修繕)を要する給湯装置の所在地	
変更(修繕)を求める理由	

第14号様式

年 月 日

山梨県公営企業管理者 殿

住 (居) 所
施設 の 名 称
氏 名 (名 称) 印
代表者の氏名
(給湯記号及び番号)

給 湯 装 置 破 損 届 書

給湯装置が破損したので、山梨県営石和温泉給湯規程第22条第3号の規定により、次のとおりお届けします。

破損した給湯装置の所在地	
破 損 の 状 況	
破 損 の 日	
破 損 の 原 因	

第15号様式

年 月 日

山梨県公営企業管理者 殿

住 (居) 所
施設 の 名 称
氏 名 (名 称) 印
代表者の氏名
(給湯の記号及び番号)

住 所 氏 名 変 更 届 書

住所氏名を変更したので、山梨県営石和温泉給湯規程第22条第4号の規定により、次のとおりお届けします。

旧 住 所 氏 名	
新 住 所 氏 名	

第16号様式

(表 面)

給湯の記号及び番号		第	号		
受給権者	住 所				
	施 設 の 名 称				
	氏 名				
	生 年 月 日				
給湯条件	基 本 給 湯 量				
	利 用 の 場 所				
	給 湯 装 置				
代表者	住 所				
	氏 名				
代理人	住 所				
	氏 名				

	実施した日	整理番号	摘要
給湯契約			
工事の設計			
設計書の審査			
工事の契約			
工事の施行			
材料の検査			
工事の検査			
工事の再検査			
給湯の開始			

(裏 面)

	記 事	

第17号様式

県営石和温泉源泉台帳				
源泉番号	第	号泉		
源泉の所在地				
	掘さく工事	増掘工事		
着手した日				
完了した日				
掘さく深度				
そう入した パイプの深 度口径	保護管			
	揚湯管			
工事施行者				
動力装置に関する記事				
調査の日	ゆう出量	泉 温	ゆう出の圧力	記 録
	l/min	℃	KW	

第18号様式

温泉使用料徴収原簿

年度

給湯の記号 及び番号		受 給 者	住（居）所	
			施設の名 称	（電話 番）
			氏名（名 称）	
			代表者の氏名	
調 定 の 日	調 定 額	収 納 の 日	摘 要	

第1号様式

第2号様式

第3号様式

第4号様式

(昭47企管規程13・全改)

第5号様式

第6号様式

第7号様式

第8号様式

第9号様式

(平元企管規程3・全改、平24企管規程8・一部改正)

第10号様式(第19条関係)

(平24企管規程8・全改、平29企管規程1・一部改正)

第10号様式の2(第19条関係)

(平24企管規程8・追加)

第10号様式の3(第20条の2関係)

(令2企管規程1・追加)

第11号様式

(令4企管規程3・全改)

第12号様式

(昭47企管規程13・旧第10号様式繰下、平12企管規程16・一部改正)

第13号様式

(昭47企管規程13・旧第11号様式繰下)

第14号様式

(昭47企管規程13・旧第12号様式繰下)

第15号様式

(昭47企管規程13・旧第13号様式繰下)

第16号様式

(昭47企管規程13・旧第14号様式繰下)

第17号様式

(昭47企管規程13・旧第15号様式繰下)

第 18 号様式

(昭 47 企管規程 13・旧第 16 号様式繰下、平 24 企管規程 8・一部改正)